

行為違法は、掲示・送郵の書面のスト破り名局

(11月20日付)

日刊 勤労千葉

85.11.23

No. 号外

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二（22）七二〇七

労働者の生存権・労働基本権をふみにじる当局の違法・不当労働行為を弾劾し、謝罪と撤回を要求する。

勤労千葉顧問弁護団が緊急声明

千葉鉄道管理局長・草木陽一名で11月20付「スト破り書面」が組合員全員の家庭に送付(職場にも同日付で掲示)された事は、組合員のみならず各界からの激しい怒りをまき起しています。この当局の行為はいうまでもなく憲法・労組法に違反し、従来の判例にも反する明白な違法・不当労働行為のデタラメなものです。まるでヤクザまがいの脅迫政治にひんしゅくと批難が集中しています。

勤労千葉顧問弁護団は11月23日、以下の声明を発表しました。不当・違法なオドシなどはぬのけて、全組合員と家族、地域住民、支援労組、団体等一心同体となって11月29日のヤ一波ストを完ぺきにうちぬき勝利しましょう。

弁護団声明

十一月二十九日の「国鉄分割・民営化反対、十万人首切り阻止」のためのストライキは、国鉄職場で働くものの生存権、労働基本権を守るための正当かつやむをえない決起であります。

このたたかいたいし、千葉鉄道管理局長名で「爭議参加者は、公労法十八条で解雇する」などというスト破りの書面が郵送あるいは掲示されていますが、かかる行為は、ストライキの影響に動てんした当局側による労働組合の正当行為たる爭議行為にたいする露骨きわまる支配、介入であり、これ自体不当労働行為に該当し、違法であります。公労法は国鉄などの労働運動にたいして不当な制限を課するもので、憲法二十八条違反の悪法であります。同法十八条によって参加者を解雇するなどと言うがときは、従来の事例、裁判例にまったく反する暴挙であり、このようなことができぬわけがありません。千葉鉄道管理局長のかかる掲示、書面郵送の所為は憲法違反、労組法七条違反であります。かかる恫喝にたいしては、弁護団として撤回を強く要求するとともに、その違法を徹底的に追及する所存であります。

一九八五年十一月二三日

国鉄千葉動力車労働組合顧問弁護団



家庭もちが版